

# 高額療養費（限度額認定書）について

## \*高額療養費（限度額認定書）とは…

医療機関や薬局の窓口で支払った額（※）が、暦月（月の初めから終わりまで）で一定額を超えた場合にその超えた金額を支給する制度です。申請する事によって払い戻されます。

※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

※1日から末日までを1ヶ月として計算します

※医療機関毎の計算になります  
（病院と院外の薬局はそれぞれ別の医療機関となります）

※入院と外来は別計算になります  
（同じ医療機関で1ヶ月に入院と外来があっても、それぞれ別で計算します）

※限度額は、所得に応じて異なります

## 高額療養費（限度額認定書）の限度額

### 70歳未満の方の場合

対象者	自己負担額（月額）	多数該当
ア：標準報酬月額 83万円以上	252,600円＋（医療費-842,000円）×1%	140,100円
イ：標準報酬月額 53万～79万円	167,400円＋（医療費-558,000円）×1%	93,000円
ウ：標準報酬月額 28万～50万円	80,100円＋（医療費-267,000円）×1%	44,400円
エ：標準報酬月額 26万円以下	57,600円	44,400円
オ：住民税非課税	35,400円	24,600円

### 70歳以上の方の場合

対象者	1ヶ月負担額		多数該当
		外来（個人ごと）	
現役並み所得者 ※1	80,100円＋（医療費-267,000円）×1%	44,400円	44,400円
一般	44,400円	12,000円	—
低所得者Ⅱ ※2	24,600円	8,000円	—
低所得者Ⅰ ※3	15,000円	8,000円	—

※1 標準報酬月額が28万円以上で、かつ年収が夫婦世帯520万円以上、単身世帯で383万円以上

※2 住民税非課税

※3 年金収入80万円以下

☆多数該当…1年間（直近12か月）に3回以上高額療養費の支給を受けている場合（限度額認定書の金額での支払をされた場合）

☆**限度額認定書**をご呈示いただかなければ窓口でのお支払いは3割分お支払いいただきます  
お支払いいただいた後、高額療養費返還のための手続きをしていただければ差額は返  
還されます

病院・薬局等の領収書、印鑑、銀行等の通帳等（患者様ご自身の振込先の口座番号のわかるもの）  
を用意し、保険者に申請してください。

※**尚**あらかじめ、入院前に「**限度額認定書**」の交付を受けることによって、窓口での支払を法定の  
自己負担限度額までにとどめることができます。

お持ちの健康保険証によって申請窓口が異なります

国民健康保険の方・・・・・・・・・・お住まいの役所の保険担当窓口

協会けんぽの方・・・・・・・・・・協会けんぽ窓口

健康保険組合・共済組合保険の方・・・・各職場の担当窓口

※申請にあたり病院の証明書等は必要ありません、（保険証と印鑑をお持ち下さい）

#### 申請にあたっての注意事項

\*限度額認定書は月をさかのぼって発行されません（前月分を今月に申請することはできません）  
ご注意ください

\*既に入院が決まっている場合、ご入院前に申請手続きをされることをお勧めいたします

※ 高額療養費についてご不明な点がございましたら、病棟棟事務担当者（病棟クランク）、または  
医事室までお尋ねください

☆☆☆ 「**限度額認定書**」は入院時に必ず、保険証と一緒に入退院受付にお持ちください ☆☆☆